

事項	副市長	部長	副部長	課長	副課長
(1) ICTを活用した取組の計画的な推進に関する事					
ア 特に重要なもの	○				
イ 重要なもの		○			
ウ 比較的重要なもの			○		
エ 軽易なもの				○	
(2) 自治体システム等の標準化に関する事					
ア 特に重要なもの	○				
イ 重要なもの		○			
ウ 比較的重要なもの			○		
エ 軽易なもの				○	
(3) マイナンバー制度に係る調整に関する事					
ア 特に重要なもの	○				
イ 重要なもの		○			
ウ 比較的重要なもの			○		
エ 軽易なもの				○	
(4) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）に基づく署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書に関する事				○	
(5) 個人番号カードに関する事				○	
(6) 情報システムのセキュリティ対策に関する事			○		
(7) 電算処理に係るデータの保護及び管理に関する事			○		
(8) 情報システムの開発、調整及び管理運用に関する事				○	
(9) 情報システムに係る外部要員の管理に関する事		○			
(10) 電算室及び電算機等の管理運用に関する事				○	
(11) ICTを活用した取組の管理運営に関する事				○	
(12) 前各号に定めるも					

のほかに所管に属する軽易な事務の処理に関する事。				○		
--------------------------	--	--	--	---	--	--

別表第2政策経営部財務課に関する事項の項中「政策経営部財務課」を「政策企画部財政課」に、

「」を「」に改め、同項中第

課長		課長	副課長
----	--	----	-----

」
21号を第23号とし、第2号から第20号までを2号ずつ繰り下げ、第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

(1) 議会に提案する議案（報告及び承認を含む。）の調整に関する事。		○			
(2) 議決案件（報告、承認、同意等を含む。）の処理に関する事。				○	

別表第2総務部総務課に関する事項の項中「総務部総務課」を「総務・市民協働部総務課」に改め、同項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り上げ、同項中第10号を第17号とし、同号の前に次の5号を加える。

(12) 文書等の管理に関する制度の運営に関する事。		○			
(13) 文書等の管理に関する事務の運用に関する事。				○	
(14) 市公報を編集し、及び発行すること。			○		
(15) 他官公署から依頼された公示に係る文書を掲示すること。				○	
(16) 例規集の編集を行うこと。				○	

別表第2総務部総務課に関する事項の項中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、同号の前に次の4号を加える。

(6) 各種統計調査の指導員及び調査員に関する事。				○	
(7) 各種統計調査に係る調整に関する事。				○	
(8) 各種統計調査の実施に関する事。				○	
(9) 各種統計調査の結果の公表に関する事。					
ア 特に重要なもの		○			
イ 重要なもの			○		
ウ 軽易なもの				○	

別表第2総務部IT推進課に関する事項の項を削り、同表総務部管財課に関する事項の項中「総務部管財課」を「総務・市民協働部管財課」に改め、同表総務部契約課に関する事項の項中「総務部契約課」を「総務・市民協働部契約課」に改め、同項の次に次の2項を加える。

総務・市民協働部市民協働推進課に関する事項

事項	副市長	部長	副部長	課長	副課長	主幹
(1) コミュニティ施策の総合調整に関すること。		○				
(2) コミュニティに係る連絡調整に関すること。						
ア 重要なもの		○				
イ 比較的重要なもの			○			
ウ 軽易なもの				○		
(3) コミュニティの普及及び啓発に関すること。						
ア 重要なもの		○				
イ 比較的重要なもの			○			
ウ 軽易なもの				○		
(4) 市民協働の推進に関すること。				○		
(5) 菟道ふれあいセンターの管理及び運営に関すること。				○		
(6) コミュニティセンターに関すること。				○		
(7) 町内会、自治会等との連絡調整に関すること。				○		
(8) 市民憲章及び市歌の推進に関すること。				○		
(9) 集会所に関すること。						
ア 特に重要なもの	○					
イ 重要なもの		○				
ウ 比較的重要なもの			○			
エ 軽易なもの				○		
(10) 地域社会貢献者表彰に関すること。				○		
(11) 特定非営利活動法人に関すること。				○		
(12) 大学との連携に関すること。				○		
(13) 行政相談等に係る事務の処理に関すること。				○		
(14) 市民の要望、陳情又は苦情の受付及び担当課への送付に関すること。						○
(15) 市民の要望、陳情又は苦情に係る担当課からの回答を調整し、送付すること。				○		

(16) 前各号に定めるもののほか所管に属する軽易な事務の処理に関すること。				○	○	○
--	--	--	--	---	---	---

総務・市民協働部市民課に関する事項

事項	副市長	部長	副部長	課長	副課長	
(1) 住民登録人口の調査に関すること。				○		
(2) 相続税法（昭和25年法律第73号）第58条第1項の規定に基づく報告に関すること。				○		
(3) 後見等の資格の照会、回答及び証明をすること。				○		
(4) 戸籍、住民基本台帳並びに中長期在留者及び特別永住者に係る住居地の届出等に関すること。				○		
(5) 戸籍及び住民基本台帳に係る証明の発行に関すること。					○	
(6) 印鑑登録に関すること。				○		
(7) 印鑑証明の発行に関すること。					○	
(8) 自動車の臨時運行に関すること。					○	
(9) 埋火葬の許可をし、許可証を発行すること。				○		
(10) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関すること。					○	
(11) 住民基本台帳カードに関すること。				○		
(12) 個人番号の指定及び通知に関すること。				○		
(13) 行政サービスコーナーの設置計画に関すること。				○		
(14) 行政サービスコーナーの管理及び運営に関すること。					○	
(15) 前各号に定めるもののほか所管に属する軽易な事務の処理に関すること。				○	○	

別表第2 総務部市民税課に関する事項の項中「総務部市民税課」を「総務・市民協働部市民税課」に改め、同表総務部資産税課に関する事項の項中「総務部資産税課」を「総務・市民協働部資産税課」に改め、同表総務部納税課に関する事項の項中「総務部

納税課」を「総務・市民協働部納税課」に改め、同項の次に次の3項を加える。

産業観光部農林茶業課に関する事項

事項	副市長	部長	副部長	課長	副課長
(1) 農林、水産、畜産及び茶業の振興計画を決定すること。		○			
(2) 農林、水産、畜産及び茶業の指導をすること。				○	
(3) 農林、水産、畜産及び茶業団体等に係る経理事務を指導すること。				○	
(4) 農地等の災害復旧分担金及び農林開発事業分担金の徴収に関すること。		○			
(5) 家畜の防疫処理をすること。				○	
(6) 農用地証明に関すること。				○	
(7) 農業制度融資に係る進達をすること。				○	
(8) 地方卸売市場の買受人名簿の届出の受理に関すること。				○	
(9) 農林業施設及び天ヶ瀬森林公園の維持管理に関すること。		○			
(10) 国営附帯府営農地防災事業に関すること。				○	
(11) 農業委員会の委員の選任に関すること。		○			
(12) 前各号に定めるもののほか所管に属する軽易な事務の処理に関すること。				○	○

産業観光部産業振興課に関する事項

事項	副市長	部長	副部長	課長	副課長
(1) 中小企業低利融資のあつせんを決定すること。				○	
(2) 中小企業低利融資の可否を通知すること。				○	
(3) 中小企業融資に係る補給金の交付（支出負担行為を含む。）を決定すること。				○	
(4) 計量器の定期検査に関すること。				○	

(5) 産業会館の管理及び運営に関すること。				○	
(6) 商店街振興組合等の設立許可等に関すること。					
ア 重要なもの		○			
イ 軽易なもの				○	
(7) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）に基づく認定に関すること。				○	
(8) 勤労者住宅融資の調査に関すること。				○	
(9) 勤労者住宅融資のあつせんを決定すること。				○	
(10) 健康保険日雇特例被保険者事務に係る証明等の処理に関すること。				○	
(11) 産業戦略に関すること。					
ア 特に重要なもの	○				
イ 重要なもの		○			
ウ 比較的重要なものの				○	
(12) 企業誘致施策に関すること。					
ア 特に重要なもの	○				
イ 重要なもの		○			
ウ 比較的重要なものの				○	
(13) 企業誘致の連絡調整に関すること。					
ア 重要なもの		○			
イ 比較的重要なものの				○	
ウ 軽易なもの					○
(14) 産業振興センターに関すること。					
ア 特に重要なもの	○				
イ 重要なもの		○			
ウ 比較的重要なものの				○	
エ 軽易なもの					○
(15) ベンチャー企業育成工場に関すること。					
ア 特に重要なもの	○				
イ 重要なもの		○			
ウ 比較的重要なものの				○	
エ 軽易なもの					○

(16) その他産業の振興に関すること。						
ア 特に重要なもの	○					
イ 重要なもの		○				
ウ 比較的重要なもの			○			
エ 軽易なもの				○		
(17) その他産業の振興に係る事務に関すること。						
ア 重要なもの			○			
イ 比較的重要なもの				○		
ウ 軽易なもの					○	
(18) 前各号に定めるもののほか所管に属する軽易な事務の処理に関すること。				○	○	

産業観光部観光振興課に関する事項

事項	副市長	部長	副部長	課長	副課長	
(1) 観光振興に関する施策の総合企画及び調整に関すること。						
ア 特に重要なもの	○					
イ 重要なもの		○				
ウ 比較的重要なもの			○			
エ 軽易なもの				○		
(2) 観光に係る施策の調査研究及び推進に関すること。						
ア 重要なもの		○				
イ 軽易なもの				○		
(3) 前2号に定めるもののほか所管に属する軽易な事務の処理に関すること。				○	○	

別表第2産業地域振興部自治振興課に関する事項の項を削り、同表第2産業地域振興部文化スポーツ課に関する事項の項中「産業地域振興部文化スポーツ課」を「産業観光部文化スポーツ課」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号及び第6号を1号ずつ繰り上げ、同項第7号中「公益財団法人宇治市文化センター」を「宇治市文化センター」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第8号を第7号とし、第9号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第2産業地域振興部市民課に関する事項の項から産業地域振興部産業振興課に関する事項の項までを削り、同表人権環境部ごみ減量推進課に関する事項の項中「人権環境部ごみ減量推進課」を「人権環境部まち美化推進課」に改め、同表福祉こども部地域福祉課に関する事項の項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 生活困窮者の自立支援に関すること。						
ア 重要なもの			○			
イ 軽易なもの				○		

別表第2福祉こども部生活支援課に関する事項の項中第24号を削り、第25号を第24号とする。

別表第2福祉こども部保育支援課に関する事項の項中

「副課長」を「副課長 主幹」に改め、同表建設部雨水対策課に関する事項の項中「建設部雨水対策課」を「建設部治水対策課」に改める。

（宇治市業者選定委員会設置規程の一部改正）

第9条 宇治市業者選定委員会設置規程（平成6年宇治市訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号から第14号までを次のように改める。

- (3) 技監
- (4) 理事
- (5) 危機管理監
- (6) 市長公室長
- (7) 政策企画部長
- (8) 総務・市民協働部長
- (9) 産業観光部長
- (10) 人権環境部長
- (11) 福祉こども部長
- (12) 健康長寿部長
- (13) 建設部長
- (14) 都市整備部長

第5条第3項第7号を次のように改める。

- (7) 建設部治水対策課長

第7条第3項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 政策企画部副部長
- (3) 産業観光部副部長

第8条第1項第3号及び第5号中「、総務部長」を「、総務・市民協働部長」に改める。

第14条中「、総務部契約課」を「、総務・市民協働部契約課」に改める。

（特定の職にある者の掌理する事務を定める規程の一部改正）

第10条 特定の職にある者の掌理する事務を定める規程（平成17年宇治市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「危機管理監、理事、技監」を「技監、理事、危機管理監」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

職	掌理事務
技監	建設部及び都市整備部に属する事務の技術的な総轄に関すること。
理事	建設部、都市整備部及び建設総括室に属する事務の調整に関すること。
危機管理監	危機管理に関すること。
危機管理室主幹	(1) 危機管理に関すること。
危機管理室主幹	(2) 防災計画に関すること。
市長公室	秘書広報課主幹 公用車の運行及び管理に関すること。
政策企画部	デジタル政策課主幹 ICTを活用した取組の計画的な推進に関すること。
総務・市民協働推進課主幹	(1) 市民相談に関すること。
市民協働部	(2) 消費生活等に関すること。
納税課主幹	市税その他収入金の収納事務に関すること。

産業観光部	産業戦略参事	産業戦略に関すること。
人権環境部	人権啓発課主幹	コミュニティワークうじ館の管理及び運営に関すること。
	人権啓発課主幹	コミュニティワークこはた館の管理及び運営に関すること。
	男女共同参画課主幹	男女共同参画の推進及び男女共同参画支援センターに関すること。
福祉こども部	こども福祉課主幹	地域子育て支援拠点事業（げんきひろば）及びファミリーサポートセンター事業の施設及び個人情報の管理に関すること。
	こども福祉課主幹	こども家庭相談に関すること。
	保育支援課主幹	小学校就学前の子どもに対する保育に係る方針に関すること。
健康長寿部	長寿生きがい課主幹	地域包括ケア推進に関すること。
	健康づくり推進課担当課長	新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業の総轄に関すること。
	健康づくり推進課主幹	新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業に関すること。
	健康づくり推進課主幹	
	健康づくり推進課主幹	
	介護保険課主幹	要介護認定及び要支援認定に関すること。
建設総括室主幹		(1) 国、京都府等の大型事業の連絡調整等に関すること。 (2) 建設部及び都市整備部に属する主要事務事業の進行管理及び検査に関すること。 (3) 職員の技術的指導及び関係業者の指導に関すること。
建設総括室主幹		
建設部	建設総務課主幹	道路等の境界明示に関すること。
	維持課主幹	道路に係る一般土木維持修繕工事に 関すること。
	施設建築課主幹	建築工事等に関すること。
	住宅課主幹	ウトロ地区住環境改善事業に関すること。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市訓令甲第3号

宇治市例規審査委員会規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和4年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市例規審査委員会規程の一部を改正する規程

宇治市例規審査委員会規程（令和3年宇治市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、政策経営部」を「、総務・市民協働部」に改め、同条第3項中「、政策経営部長」を「、総務・市民協働部長」に改める。

第7条中「、政策経営部政策総務課」を「、例規審査担当課及び議案調整担当課」に改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(揭示済)

公 告

宇治市公告第18号

物品（2トン積トラック車等）の売払いに係る一般競争入札について

物品（2トン積トラック車等）の売払いについて、電子入札による一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年4月4日

宇治市長 松村 淳子

1 入札により売り払う物品

物品名	物品詳細	
2トン積トラック車	車名	トヨタ
	自動車の種別	小型
	乗車定員	3人
	車台番号	XZU304-1003228
	型式	B DG-XZU304
	自動車登録番号	京都400 つ 3134
	原動機の型式	N04C
	総排気量	4.00リットル
	トランスミッション	マニュアル
	初度登録年月	平成19年3月
	車検証有効期限	令和4年3月19日
	走行距離	68,661km
	車両重量	2,490kg
	車両寸法	L=468cm W=169cm H=195cm
	燃料の種類	軽油
	車両の色	グリーン
	リサイクル料金	8,740円
	最大積載量	2,000kg
	備考	使用車種規制（NOx・PM）適合 平成13年騒音規制車
	車名	マツダ
	自動車の種別	小型
	乗車定員	3人
	車台番号	SK22T301463
	型式	KJ-SK22T
	自動車登録番号	京都400 そ 4748
	原動機の型式	R2
	総排気量	2.18リットル
	トランスミッション	オートマチック
	初度登録年月	平成15年6月

小型ダンプ車	車検証有効期限	令和4年6月10日
	走行距離	189,631km
	車両重量	1,670kg
	車両寸法	L=435cm W=166cm H=199cm
	燃料の種類	軽油
	車両の色	グリーン
	リサイクル料金	6,690円
	最大積載量	850kg
	備考	使用車種規制（NOx・PM）適合 平成12年騒音規制車

※ 走行距離は令和4年1月31日（月）時点のものであり、使用中の車両であるため増加する。

※ 物品は現状引渡しにつき、引渡し後の不調、損傷等についての補償は一切行わない。

※ Lは長さとし、Wは幅とし、Hは高さとする。

2 入札方法

(1) 本公告に係る物品の売払いは、K S I インターネット公有財産売却システム（以下「官公庁オークション」という。）を利用して行う。

(2) 官公庁オークションは、以下のサイトにアクセスして利用する。入札に参加しようとする者は、紀尾井町戦略研究所株式会社（K S I）が定める利用規約、初心者ガイド等（以下「利用規約等」という。）を熟読しておくこと。

URL <https://www.pages.kankocho.jp/guide>

3 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体及び当該団体の役員員又は構成員となっている者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

(5) 宇治市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）及び利用規約等の内容を承諾し、及び順守することができること。

(6) その他ガイドラインに定めるところによる。

4 入札の参加申込

入札に参加しようとする者は、官公庁オークションにより参加申込み等の手続を行うこと。

5 物品の確認

(1) 確認の受付

令和4年4月4日（月）から同月12日（火）まで（各日午前9時から午後5時まで。土曜日及び日曜日を除く。）に(4)の担当課へ電話にて予約すること。

(2) 確認日

令和4年4月13日（水）

(3) 場所

京都府宇治市宇治琵琶33番地

(4) 担当課

宇治市人権環境部まち美化推進課

電話番号 0774-21-0412

(5) その他

試乗はできない。

6 入札保証金

(1) 入札保証金の納付は、クレジットカードによる納付のみとする。官公庁オークションにより参加仮申込みを行い、入札保証金を所定の手続に従って、クレジットカードにより納付すること。

(2) 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当する。

(3) 落札者が、11(2)の契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は本市に帰属する。

7 予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）

物品名	予定価格
2トン積トラック	200,000円（リサイクル料金を含む。）
小型ダンプ車	140,000円（リサイクル料金を含む。）

8 入札期間等

(1) 入札期間

令和4年5月9日（月） 午後1時から

令和4年5月16日（月） 午後1時まで

(2) 開札日時

令和4年5月16日（月） 午後1時

(3) 場所

官公庁オークション上

9 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とする。

10 落札者決定

入札期間終了後、開札を行い、官公庁オークション上の入札において、その価格が予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札をした者（その者が2以上あるときは、くじ（官公庁オークション上の自動抽選をいう。）により決定した者）を落札者として決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者の会員識別番号を落札者の氏名とみなす。

11 契約

(1) 契約保証金

入札保証金から充当した契約保証金は、売払代金に充当する。

(2) 契約締結期限

令和4年5月27日（金） 午後5時

なお、落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合は、売払いの決定を取り消すものとする。

(3) 契約締結の方法

契約書（2通）に、必要事項を記入し、押印の上、必要書類（本市が電子メール等で送付する契約締結に係る文書において指示する書類をいう。）を添えて(2)の契約締結期限までに問合せ先に直接持参し、又は郵送（特定記録郵便及び書留郵便に限る。）により提出すること（必着）。

(揭示済)

1 2 売払代金の納付

(1) 納付期限

令和4年5月30日（月） 午後2時30分

(2) 納付方法

売払代金の残額（契約保証金を差し引いた金額をいう。以下同じ。）は、本市が指定する口座に一括で振り込むこと。

(3) その他の費用

契約費用（売払代金の残額の振込に係る費用等）、運搬費用、公租公課その他本契約の締結及び履行に係る一切の費用は、落札者の負担とする。

1 3 所有権の移転

売払物品の所有権は、落札者が売払代金を完納したときに移転する。

1 4 その他

(1) 市長は、売払物品について契約不適合責任を負わない。

(2) 売払物品は、経年による劣化及び使用による損傷等が複数箇所存在すること等を十分理解した上で入札すること。

(3) 2トン積トラック車及び小型ダンプ車については、売払後、購入者が緑系色以外で全塗装すること。

(4) 1から14までに定めるもののほか、宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）及びガイドラインに定めるところによる。ガイドラインは、本市ホームページ及び官公庁オークションから閲覧することができる。

なお、1から14までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市人権環境部まち美化推進課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-21-0412

(揭示済)

宇治市公告第19号

総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造を認定しましたので、同条第6項の規定により公告し、その関係図書を一般の縦覧に供します。

令和4年4月4日

宇治市長 松村 淳子

1 総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定を行った対象区域の位置

宇治市大久保町旦椋38番地の1から4まで、38番地の7から9まで、45番地の2、50番地の6から9まで、50番地の11から19まで、56番地の2、65番地の4、65番地の6から8まで、72番地の2、73番地の2、74番地の4、76番地の3、76番地の6から10まで、131番地の8から12まで、131番地の14、131番地の16、138番地の3、139番地の2、139番地の6、139番地の8、141番地の2、142番地の1、142番地の3、142番地の5、142番地の7、143番地の4、143番地の6及び143番地の8

2 縦覧の場所

宇治市都市整備部建築指導課

教 育 委 員 会

宇治市教育委員会教育長訓令甲第1号

行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する規程を、次のとおり定める。

令和4年3月31日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する規程（宇治市教育委員会事務決裁規程の一部改正）

第1条 宇治市教育委員会事務決裁規程（昭和59年宇治市教育委員会教育長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号及び第15号を1号ずつ繰り上げる。

第3条第1項及び第8条の表中「室長又は」を削る。

別表第1庶務に関する事項の項第3号ウ及び第4号ウ中「、副課長及び室長」を「及び副課長」に改め、同表人事に関する事項の項第1号ウ、第2号ウ、第3号ウ及び第9号ウ中「、副課長及び室長」を「及び副課長」に改める。

別表第2教育総務課に関する事項の項中

「を「に改め、同項中第29号から第33号までを削り、第34号を第29号とし、第35号中

「を「に改め、同号を同項第30号とする。

別表第2教育支援センター学校教育課に関する事項の項中

「を「に改め、同表教育支援センター教育支援課に関する事項の項第11号中「連携」を「連携及び協働」に改め、同項の次に次の1項を加える。

教育支援センター学校改革推進課に関する事項

事項	教育長	部長	センター長	課長	副課長
(1) 学校規模等の適正化に関すること。					
ア 特に重要なもの	○				
イ 重要なもの		○			
ウ 比較的重要なもの			○		
エ 軽易なもの				○	○
(2) 通学区域の立案に関すること。	○				
(3) 学校基本調査に関すること。				○	
(4) 児童数及び生徒数の推計に関すること。				○	
(5) 小学校就学前の子どもに対する教育に係る計画に関すること。					
ア 特に重要なもの	○				

イ 重要なもの		○			
ウ 比較的重要なもの			○		
エ 軽易なもの				○	○
(6) 前各号に定めるもののほか所管に属する軽易な事務の処理に関すること。				○	○

（センター長等の掌理する事務を定める規程の一部改正）

第2条 センター長等の掌理する事務を定める規程（平成27年宇治市教育委員会教育長訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

別表中

教育支援センター学校教育課総括指導主事	小中一貫教育の推進及び教育振興並びに学校教育活動に係る専門的事項に関すること。
---------------------	---

「 」に

教育支援センター学校教育課主幹	教育ICTの推進に関すること。
教育支援センター学校教育課総括指導主事	小中一貫教育の推進及び教育振興並びに学校教育活動に係る専門的事項に関すること。
教育支援センター学校改革推進課主幹	幼児教育・保育の専門的事項に関すること。
教育支援センター学校改革推進課総括指導主事	（仮）西小倉小中一貫校の教育課程及び学校教育活動に係る専門的事項に関すること。

改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

（揭示済）

公平委員会

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和4年3月29日

宇治市公平委員会
委員長 後藤 美穂

宇治市公平委員会規則第2号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年宇治市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局の項中「市長公室長 部長 危機管理監 理事 技監」を「技監 理事 危機管理監 市長公室長 部長」に、「未来プロジェクト推進、ウトロ地区住環境改善事業及び空き家対策」を「ウトロ地区住環境改善事業」に改め、同表教育委員会事務局の項中「室長」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市公平委員会告示第1号

下記職員団体から提出のあった職員団体解散届を受理し、職員団体登録を取り消したので、職員団体の登録に関する規則（昭和43年公平委員会規則第1号）第11条の規定により告示します。

令和4年3月29日

宇治市公平委員会

記

職員団体名 宇治市環境嘱託職員労働組合

（揭示済）

農業委員会

宇治市農業委員会公告第3号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第22回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

令和4年4月1日

宇治市農業委員会
会長 吉田 利一

開会日時	令和4年4月5日 15時00分
開会場所	宇治市役所 8階 大会議室
付議事項	1 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について 2 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について 3 非農地通知の決定について 4 専決事項の報告 5 その他

（揭示済）

公営企業

宇治市上下水道事業管理規程第5号

宇治市上下水道部事務分掌規程及び宇治市上下水道部事務決裁規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和4年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市上下水道部事務分掌規程及び宇治市上下水道部事務決裁規程の一部を改正する規程

（宇治市上下水道部事務分掌規程の一部改正）

第1条 宇治市上下水道部事務分掌規程（昭和58年宇治市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表及び別表中「雨水対策課」を「治水対策課」に
「雨水対策課」 「治水対策課」

改める。

（宇治市上下水道部事務決裁規程の一部改正）

第2条 宇治市上下水道部事務決裁規程（昭和58年宇治市水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2雨水対策課に関する事項の項中「雨水対策課」を「治水対策課」に改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市上下水道事業告示第1号

収納の事務の委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道料金等の収納の事務を、次の私人に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示します。

令和4年4月1日

宇治市長 松村 淳子

1 受託者の所在地及び名称

東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号

地銀ネットワークサービス株式会社

東京都港区港南一丁目8番27号

株式会社しんきん情報サービス

北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地

株式会社セイコーマート

東京都千代田区二番町8番地8

株式会社セブンーイレブン・ジャパン

東京都港区芝浦三丁目1番21号

株式会社ファミリーマート

東京都千代田区紀尾井町1番3号

P a y P a y 株式会社

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1

株式会社ポブラ

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

ミニストップ株式会社

東京都千代田区岩本町三丁目10番1号

山崎製パン株式会社

東京都品川区西品川一丁目1番1号

L I N E P a y 株式会社

東京都品川区大崎一丁目11番2号

株式会社ローソン

2 委託事務

上水道料金及び下水道使用料の収納

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(揭示済)

